

## むつ市議会第225回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成27年9月8日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）22番 鎌田 ちよ子 議員

（2）3番 工藤 孝夫 議員

（3）11番 富岡 幸夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

2番	横垣成	年	3番	工藤孝夫
4番	佐々木	肇	5番	川下八十美
6番	目時睦	男	7番	村川壽司
8番	佐賀英	生	9番	東健而
10番	石田勝	弘	11番	富岡幸夫
12番	斉藤孝	昭	13番	濱田栄子
14番	浅利竹二	郎	15番	中村正志
16番	半田義	秋	17番	村中徹也
18番	大瀧次	男	19番	富岡修
20番	佐々木隆	徳	21番	上路徳昭
22番	鎌田ちよ	子	23番	菊池光弘
24番	岡崎健	吾	25番	白井二郎
26番	山本留	義		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下宗一郎	副市長	新谷加水
教育長	遠島進	公営企業 管理業者	新遠藤雪夫
代監査委員	阿部昇	選挙管理 委員会	畑中政勝
農委員 業会長	立花順一	総務政策 部	花山俊春
財務部長	石野了	民生部長	柳谷孝志
保健福祉 部	畑中秀樹	経済部長	高橋聖
建設部長	吉田正	川内庁舎 内課	松本大志
大所大管 畑所課	坂井隆	野所野 舎野課	白尾芳春
会管総政 理策納室	鹿内徹	協所協 所野課	杉山重行
		選挙管理 委員会	



事務局職員出席者

事務局長	柳	田	論	次	長	濱	田	賢	一
総括主幹	佐	藤	孝悦	主	幹	小	林	睦	子
主任主査	村	口	一也	主	事	山	本		翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員、富岡幸夫議員の一般質問を行います。

## ◎鎌田ちよ子議員

○議長（山本留義） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） おはようございます。本日は、11月6日開催予定のこども議会こども議員の皆さんと引率の先生が傍聴においでいただきました。むつ市は、希望のまち実現に今月から、高校生元気ふるさとアイデア選挙をスタートさせました。2012年度から実施している市民政策提案制度の高校生版です。自分たちが望むまちづくりに関

するアイデアを高校生に提案してもらい、さらに市内の高校生たちが、そのアイデアがよいかどうかを投票する、すぐれた発想や視点は市政に反映されます。市民協働のまちづくりに皆様と力を合わせ頑張りたいと願っています。

22番、公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。今期最後の質問となりました。むつ市議会第225回定例会に当たり一般質問をいたします。市長並びに理事者におかれましては、明快かつ具体的、思いやりのあるご答弁をお願いいたします。

質問の1は、マイナンバー制度についてお伺いいたします。平成25年、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法が成立いたしました。社会保障・税番号制度と言われるマイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に1人1つずつ番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、情報ネットワークシステムで各機関の間で照会や提供することにより、個人の情報が同一人物であることを認識するものです。

期待される効果といたしまして、1、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防ぎます。2、添付書類削減など行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。3、情報の照合や転記、入力などに要していた時間や労力が大幅に削減され、行政には大きな利益になります。さらに、地方自治体の電子自治体構築を後押しするものと期待されております。

本年10月、全国民に郵送で通知カードが送付され、平成28年1月から個人番号の交付及び利用が開始される予定です。本市の準備状況と心配される個人情報のセキュリティー対策についてお伺いいたします。

次に、マイナンバー制度について、特別な配慮が必要な方に対する周知についてであります。来月実施予定の通知カードの送付については、住

民登録をしている全国民に郵送されます。例えば何らかの事情で居住地に住民票のない人や、DVの被害に遭って住所を公表していない人など特別な配慮が必要な事態が予想されます。今後どんな事態を想定し、どんなトラブル未然防止策を検討されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

質問の2は、高齢者福祉の充実についてお伺いいたします。初めに、これからさらに重要課題になる地域で支える地域包括支援センターについてご質問いたします。介護保険制度が平成12年に施行されました。地域包括ケアシステムの構築を進める中で、高齢者の身近にある地域包括支援センターの役割は大きな割合を示しますが、十分に認知されていないと感じています。認知度を高め、介護に対する正しい知識を理解し、安心できるサービスを受けられるよう願っています。

現在65歳以上の人口は増加の一途をたどり、今後の急速な高齢化に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身高齢者のみの世帯の増加への対応、介護人材の確保などが課題になっています。地域で支援が必要な高齢者を早期に発見し、見守りなどの支援に的確に結びつけ、高齢者が地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築がまちづくりの大きなウエートを占めています。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムにつきましては、高齢者のニーズに合った、状態の変化により継続的に提供されることが大切と考えます。本市の地域包括支援センターの実態と課題についてどのように認識し、取り組まれているのでしょうか。

市町村が設置主体となり事業が進められてきた地域包括支援センターは、現在市内に3カ所あります。今後高齢者がさらに増加していくことが見込まれますが、同センターの増設についてはどの

ようにお考えでしょうか。

高齢者が地域で生きがいを持ちながら生活できる環境整備が課題です。多様な生活支援サービスと地域に合わせた社会参加の場が必要と考えます。地域住民とのネットワークづくりについてどのように進めていかれるのでしょうか。

高齢化の進展とともに、認知症の人数も増加しています。日本における65歳以上の認知症高齢者は、既に240万人を超えているという推計もあります。介護予防と認知症対策につきましては、地域包括支援センター機能強化が重要です。今後の基幹型の支援センターとの役割分担など事業展開につきましてお伺いをいたします。

次に、介護保険制度についてであります。先月6日、厚生労働省から発表された2014年度介護給付費実態調査で、介護予防と介護サービスを利用した人は過去最多の計588万3,000人でした。2013年度を22万2,500人上回りました。高齢化が進み、利用者数は右肩上がりの状態が続いています。

介護報酬の引き下げについてお伺いいたします。来年度は、3年ごとの介護報酬見直しの年です。市内事業所、特に小規模事業所は現状でも運営が厳しいとお聞きする中で、この影響はそこで働く従業員、そして利用者にも降りかかってきます。事業所の閉鎖となると、利用者は行き場を失います。また、閉所とはいかないまでも、職員数を減らしたり、パートの職員に置きかえることや、ハードな労働環境で離職が進んだりといったことも懸念されます。本市の現状についてお知らせください。

次に、介護サービス利用料の2割負担についてお伺いいたします。先月から社会保障と税の一体改革の中で、介護保険の持続可能性を高め、低所得者の負担を軽減する一方で、所得がある方には一定の利用料負担となり、現行の1割から2割に

になりました。2割負担対象者につきましてお知らせください。対象者の実態把握をする中で、サービスの利用控えをなくし、必要なサービスをきちんと受けられ、介護度が進むようなことのないようお願いします。どのような対策を考えているのでしょうか、お伺いいたします。

質問の3は、環境行政です。街路灯の整備についてお伺いいたします。防犯対策という点で、街路灯は重要な役割を果たしています。特にこれから冬にかけて、帰宅時間の夕暮れの暗さが心配です。夜間でも安心して通行できる環境にしていかなければなりません。

私は、平成24年12月、さきのむつ市議会第214回定例会においてLED化について質問し、ESCO事業、民間の資金により省エネルギー化を図る事業を提案しました。本年3月、むつ市議会第223回定例会での石田勝弘議員の質問に、民間資金を活用したESCO事業による街路灯の原則全面LED化の導入に向けて取り組み、エコなまちづくりを目指すとして市長が答弁されました。街路灯のLED化につきましては、紫外線が明かりに含まれていないため虫が寄ってこないというもう一つのよい副産物があります。本市の整備状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、融雪、流雪溝の管理についてお伺いいたします。寒くなるにつれて話題になっていくのは冬期間の除雪と排雪のことではないでしょうか。少子高齢化が進行する中で、世帯の構成やライフスタイルが多様化するとともに、道路の除排雪に対するニーズも多様化し、さらに高度化、複雑化しています。これからのまちづくりに持続可能な雪対策の構築は、市民とのパートナーシップ、地域と連携し進めていかなければなりません。

冬期間の雪対策として、融雪、流雪溝があります。その管理につきましては、地域ごと、利用管理組合を組織していると伺っています。夏場の管

理についてではありますが、土砂や海藻の流入で流れが滞り、悪臭や害虫の発生原因となっています。地域の現状と対策についてお知らせください。

以上、3項目6点にわたりご質問いたします。前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバー制度についてのご質問及び高齢者福祉の充実についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、環境行政についてのご質問の1点目、街路灯の整備についてお答えいたします。むつ市全域における街路灯につきましては、平成27年3月末で8,415灯設置されておりますが、ほとんどが蛍光灯及び水銀灯であるため、これによる電気料金等の経費は、市の財政上大きな負担となっております。そこで、来年度はESCO事業により、既存の蛍光灯及び水銀灯全てLEDに交換したいと考えております。

ESCO事業は、民間資金を活用し、民間事業者によりLED化により削減される費用の範囲内で設置工事と保守管理を委託することで、市は初期投資をかけずに現状の蛍光灯及び水銀灯の保守、維持費等を上回る財政負担なしで街路灯をLEDに整備できるものであります。これにより、電気料金及び灯具の長寿命化等の軽減が図られるものであります。

また、この事業の実施に当たりましては、むつ警察署及び市内小・中学校とも連携をとり、交通事故多発地点、不審者等目撃情報の提供をいただきながら、小・中学校周辺や主要登下校ルートにおけるLED街路灯の増設も考慮し、明るく安全で安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えて

おります。

きょうは、11月6日に開催予定のこども議会に参加する小学生のこども議員の皆様が議会の傍聴に来ておりますので、今の街路灯のLED化と増設に関する回答をわかりやすくお話しし直すことをお許し願いたいと思います。

LED照明は、発光ダイオードを使用した照明器具のことです。これまでの蛍光灯より明るく長もちで、エネルギーを上手に使い、さらに電気にかかるお金を減らすことができる画期的なものです。平成25年度に行われました中学生によるこども議会でも、街路灯をふやしてほしいとの一般質問がありましたが、これから皆さんの通学路にある街路灯をLEDに取りかえることで、少し暗かった学校からの帰り道が明るく歩きやすくなる部分もあると思います。

むつ市では、今後学校の先生方や警察と相談をし、通学の際に大事なところから順番にLEDに取りかえたり、電気代を減らした分のお金でLEDの街路灯をふやして、まちじゅう全体を明るくし、こども議員の皆さん初めお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、みんなが夕方や夜の時間帯の交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、安心して暮らせるまちづくりを目指していきたいと考えております。

ご質問の2点目、融・流雪溝の管理につきましては、担当部長からの答弁といたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 鎌田議員のマイナンバー制度についてのご質問の1点目、導入スケジュールと現時点での準備状況についてお答えいたします。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、全国民に12桁の個人番号が割り当てられ、年金や福祉などの社会保障分野や、税及び災害対策などの分野に活用されるものであり、これによ

り公平公正な社会や国民の利便性の向上などを実現する制度であるとされております。

本年10月5日から順次個人番号をお知らせする通知カードが住民登録をしている方へ世帯ごとに送付され、平成28年1月からは、任意に申請された方へ身分証明書としても利用可能な個人番号カードの発行が開始されることとなっております。

次に、マイナンバー制度の個人情報保護につきましては、制度面とシステム面の両面で対策が考えられております。制度面では、個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報の収集、保管、ファイルの作成が禁止されているほか、情報漏えい等に対する罰則もこれまでの個人情報のものより強化されております。

システム面では、個人情報を国で一元管理せず、各機関ごとに分散して管理することや、情報連携の際にデータを暗号化するなどの対策がとられることとなっております。

さらに、市独自の対応として、個人情報を取り扱うシステムは、インターネットを介して不特定の外部とつながることができない仕組みとなっているほか、システムやサーバー等の情報を管理する端末に対する外部からの攻撃を防ぐためのファイアウォールや、ウイルス対策ソフトも整備しております。

また、定められた職員以外の特定個人情報へのアクセスを制限するほか、インターネットに接続可能なパソコンでの特定個人情報の使用禁止を徹底し、マイナンバーに携わる職員に対し、個人情報保護研修の受講を義務づけるなど、市独自の対策により、より強固で万全な個人情報保護対策がなされているものと認識しております。

次に、ご質問の2点目、特別な配慮が必要な方に対する周知についてであります。住民登録をしている住所と実際に住んでいる住所が違う方については、通知カードが届かないことが想定されま



すので、市のホームページや、8月25日発行の広報むつ9月号で早期の住民登録のお願いをしておりますし、DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者や、ひとり暮らしで長期入院されている方など、やむを得ない理由により住民登録している住所地以外で受け取りを希望する方の申請を9月25日まで受け付けておりまして、その旨の広報もしております。

さらに、制度周知において特別な配慮が必要な方としては、視覚や聴覚に障害を持つ方が考えられますが、その方々に対しては、内閣官房のホームページで紹介しております点字・大活字広報紙や音声データの利用をお知らせしておりますほか、通知カードが送付される封筒には音声コードと点字が記されており、視覚、聴覚に障害を持つ方がマイナンバーの通知とわかるような配慮がされておりますが、さらに国の周知方法等を注視しながら、市といたしましても適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 高齢者福祉の充実についてのご質問の1点目、地域包括支援センターについてお答えいたします。

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーが配置され、介護予防のための健康づくり、介護や生活に関する相談、高齢者虐待への取り組みなどを行い、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らしていけるように支援する総合相談窓口であります。

当市の地域包括支援センターは、開設から10年目を迎え、現在市直営1カ所及び社会福祉法人に委託する2カ所を合わせ3カ所で運営しております。さらに、市内6カ所の在宅介護支援センターを地域包括支援センターの協力機関として委託することにより相談窓口が広く市内各所に設置され

ることとなり、高齢者の方々の身近な総合相談の窓口として浸透してきたところであります。

また、多方面の職種の方々と情報を共有し、地域ネットワークを構築することで、さまざまな問題を抱える高齢者の実態把握につながっているものと認識しております。

今後は、急速な高齢化の進展や社会的背景が複雑化する中、地域包括支援センターの効率的かつ効果的な運営を目指すため、センターの機能強化に向け役割分担やセンターの人員体制を業務量に応じて適切に配置するなど検討し、喫緊の課題であります国が示す地域包括ケアシステム体制の構築に努めてまいります。

次に、地域住民とのネットワークづくりについてであります。高齢者が生きがいを持って地域の中で生き生きと暮らしていくことにより、おのずと介護予防の効果が得られるような地域コミュニティを構築することが急務と考えております。高齢者が介護予防サービスや生活支援サービスの担い手となることは、高齢者自身の生きがいや介護予防の効果も期待できると認識しております。

市内には、NPO法人等のボランティア団体及び社会福祉協議会などがサロンや介護予防運動を開催しており、高齢者を初めとする市民主体の介護予防活動が芽吹いたところであります。高齢者を介護予防の対象者としてのみ捉えるのではなく、むしろ地域づくりの担い手として主体的に活躍できるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、基幹型支援センターとの役割分担など事業展開については、市直営の地域包括支援センターが基幹的役割を担い、在宅医療、介護の連携強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進等を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、認知症の方を含め高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづ

くりが大切であると考えており、その中心的役割を担う地域包括支援センターの機能充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、高齢者福祉の充実についてのご質問の2点目、介護保険制度についてお答えいたします。まず、介護報酬引き下げ後の現状についてであります。本年4月に平均2.27%減の介護報酬改定が行われ、ことし4月から6月までの3カ月間の当市の介護給付費の支出状況を昨年度と比較しますと、施設サービス費につきましては1.9%の減となっておりますが、居宅介護サービス費につきましては、利用者数の増加に伴い4.8%の増加となっており、全体では1%の増加となっております。

介護職員の処遇につきましては、介護報酬改定の際、今までの処遇改善加算にさらに上乗せした新たな介護職員処遇改善加算が実施され、手厚くなっております。

なお、今回の介護報酬の減額改定に伴う介護サービスの質の低下につきましては、利用者や家族からの苦情や相談などは特に伺っておりません。

次に、利用者負担の見直しについてであります。本年8月1日より65歳以上の高齢者のうち、一定以上の所得のある方については、介護サービスを利用した際に支払う負担割合が1割負担から2割負担へ変更となりました。具体的には、合計所得金額が160万円以上の方、年金収入のみの方ですと年280万円以上の方が対象となります。ただし、2人以上の世帯で、いずれかの年金が年280万円以上でありましても、もう一方の方の年金が低い場合には、一定条件を満たしますと1割負担へ引き下げることとなります。当市で実際に2割負担となりました方は、7月末時点の介護サービス利用者2,992人のうち139人となっております。

今回の制度改正は、高齢化の進展に伴い、介護

給付費の増加が見込まれることから、介護保険制度を安定的かつ持続的に運営するため、一定以上の所得のある方について応分のご負担をしていただくこととしたものであります。

利用者負担が増加したことにより、介護サービスを控えるという懸念がございますが、介護を要する方が真に必要なサービスが受けられるよう、関係各所と連携を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 環境行政の2点目、融・流雪溝の管理についてのご質問にお答えいたします。

融雪溝とは、側溝内に仕切り板を設け、取水した水をため、水深を確保したところに投雪し、解けた雪が仕切り板を越流して排水される構造となっており、雪が解けるまで時間を要する施設であります。一方、流雪溝は自然流水の運搬作用を利用して、雪の塊を流し排雪するための施設であります。いずれの施設も人力による融・流雪溝への雪の投入作業が伴って初めて効果が発揮されるものであります。

市内全体の融・流雪溝の整備状況につきましては、総延長で2万9,045メートルとなっております。むつ地区は融雪溝のみで、国道及び県道6,115メートル、市道600メートルが整備されております。川内地区は、融雪溝が1万7,433メートル、流雪溝が2,354メートルの計1万9,787メートルで、その内訳は国道及び県道1万1,293メートル、市道8,494メートルが整備されております。脇野沢地区は融雪溝のみで、国道及び県道1,227メートル、市道1,316メートルが整備されております。大畑地区につきましては、融・流雪溝は未整備となっております。

冬期間における融・流雪溝の管理につきましては、川内、脇野沢の両地区には管理組合がありま

すので、同組合をお願いしているところであり、管理内容といたしましては、主に取水ポンプの運転、仕切り板の設置、撤去等と軽微な維持管理をお願いしております。むつ地区におきましては、職員による取水ポンプの運転管理となっております。

冬期間以外の融・流雪溝につきましては、雨水の路面排水が主な流入となり、遺物等の流入はないものと考えておりますが、堆積物除去等の必要が生じた場合は、下北地域県民局地域整備部とも連携を図り、管理してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、融・流雪溝の管理につきましては、地域住民の皆様の除排雪作業能力軽減のためにも適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ただいまは、丁寧なご答弁ありがとうございます。質問と要望を申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、マイナンバー制度についてでございますが、特別な配慮が必要な方に対する周知について再度伺います。子供さんたちへの周知につきまして、5月、6月に文部科学省と対応について協議しています。文部科学省は、6月から7月に各都道府県指定都市で、小・中・高の各教科などを担当する指導主事を対象とした会議で概要を説明し、教科書協会の協力を得て、主に中学校、高校の教科書や副教材で取り上げていくため、8月に出版社向け説明会を開催したと伺いました。本市の子供たちへの周知につきましては、どのような対応を考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

子供たちへの周知ということにつきましては、内閣官房のマイナンバーのホームページ、また政

府広報オンラインのページ等でマイナンバー制度のキャラクターであるマイナちゃんが子供たちにもわかりやすく制度を説明している動画やページがありますので、直接的にはそちらのページなどを周知してまいりたいと考えております。

先ほど学校のほうでの対応というふうなお話ありがとうございました。教育委員会に伺ったところ、現在国から学校現場へのマイナンバー制度を周知するようというふうな直接的な通知等はないと伺っております。18歳未満の子供たちに関しては、実生活において、自らマイナンバーを使用して何らかの届け出等をするということは考えにくいわけでございますので、マイナンバーの管理も親が責任を持って行うということになりますので、もし子供たちへの制度自体の周知をする必要があるとすれば、一義的には親が自分の子供たちへ内容を伝えていただくことが大切だろうと思うところがあります。そのうえで、教育機関でも何らかの制度周知を行う必要があると考えられる場合は、学校のほうへお願いしていくこともやぶさかではありませんが、マイナンバー制度は全国一斉に国で推し進める制度でありますので、国の子供たちへの周知方法を注視しながら、市としても慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 通知カードを受け取った日、希望者にはICチップが入った個人番号のカードを交付するとしておりますが、手数料についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 個人番号カードについては、任意に申請される方に交付されるわけで、当初は手数料はかかりません。ただし、紛失したとか、または汚損したとかということで再交付をする場合については、前定例会で条例を可決して

いただきましたけれども、800円、それから……  
済みません、個人番号カードについては800円だ  
ったと記憶しております。その程度の手数料を支  
払っていただいて再交付ということになります。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） もう一点、配慮が必要な方  
の対応についてでございますが、その中で広報む  
つとかエフエムとかいろいろな媒体を使って皆さ  
んにお知らせしていくとありますが、広報むつ  
のご案内も読ませていただきましたが、申請は9月  
25日までとなっております。この中には、受け取  
りは本人が市町村の窓口に出向くとなっていまし  
て、先ほどの配慮が必要な方に関しましては、な  
かなかご本人が出向かれない方もいらっしゃいま  
す。その点についての対応はどのようにお考えで  
しょうか、お伺いいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 今のご質問にお答え  
する前に、訂正させていただきたいと思えます。

先ほど手数料条例で再交付の手数料の額を定め  
ているということをお話しいたしましたが、前回  
の定例会ではなく、今定例会に提案している議案  
でございますので、訂正させていただきます。

それから、ただいまの本人が受け取りができな  
いような場合ということに関しましては、代理人  
でもいいことになっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） マイナンバー制度についま  
しては、担当課、担当部の皆様、丁寧な対応を今  
後ともよろしくお願いいたします。

次の質問に移させていただきます。高齢者対策  
についてでございますが、地域包括ケアシステム、  
また地域包括支援センター、とても長い名前で、  
なかなかなじみがないというか、難しい名前でない  
かと思えます。もう少しむつ市になじみのある

ような、皆さんがわかりやすいそういうネーミン  
グというのは担当課ではどのようにお考えでし  
ょうか、お伺いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 鎌田議員の再質問に  
お答えいたします。

地域包括支援センターの名称についてのご提案  
だと理解しておりますが、地域包括支援センター  
という名称は国が定め、多くの自治体で使用され  
ておりまして、当市におきましても開設から10年  
目を迎え、その名称も徐々に地域に浸透してきて  
いるのではと感じております。また、一方で全国的  
にも親しみやすい、なじみやすい名称というこ  
とで愛称募集という動きがあることも私どもとし  
ては承知してございます。こうした状況も踏まえ  
つつ、市民の皆様に受け入れられやすいのはどの  
ようなものかというものを研究してまいりたいと  
考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じま  
す。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ありがとうございます。で  
は、楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、認知症の早期発見を目的に、訪問支援  
の際に利用者に頭の健康チェックなどを行い、早  
い段階でちょっとという、その軽度の認知障害  
の症状を判定し、認知症の早期発見を目的とした  
そのような、例えばケアマネジャーの方は最低月  
1回はご訪問されるわけですので、そういう市と  
しての早期発見の取り組みについてもぜひ考えて  
いただきたいなと願っているところでございま  
す。このことに関しては、国の認知症施策でも、  
その柱の一つとは、認知症の初期からの専門職に  
よる支援チームが高齢者宅を訪問し、初期症状を  
把握することとしております。なかなか現在の本  
市の状況では、専門職の方が大変かなと思うとこ

ろでございますが、これからのまちづくりにこのことは重要な課題であるのではないかなと思っておりますので、認知症対策については特に力を入れていただきたいと願っています。

質問の3につきまして、要望を申し上げます。この件に関しては、東議員も平成26年9月のむつ市議会第221回定例会で質問されていまして、現地、川内のある地域の方なのですが、管理に対して夏場は特に悪臭がひどく、その町内の方は風の向き、不向きもあるのでございますが、大変ご苦労されていると聞いて、私も今回全体的な状況はどのようなことになっているのかなという観点から質問をさせていただきました。

先ほど部長からは、現状に応じて県とも連携をとりながら進めていくとご答弁いただきましたので、官民一体となった、以前には清掃ということ春と秋とあったと記憶しています。今現在各町内会に委ねられていると思っております。この件に関しても、官民一体となった、皆さんと地域を合わせた取り組みについて、このせっかくつくれた融雪、そして流雪溝なので、長く大事に使っていけるような体制づくり、また環境づくりに力を尽くしていただきたいと願っております。

今回の一般質問、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎工藤孝夫議員

○議長（山本留義） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第225回定例会に当たり一般質問を行います。

質問に入る前に、私は今定例会をもって勇退することになりました。市民の皆様、歴代の首長及び理事者の皆さん、同僚議員の皆さんに心から感謝を申し上げます。長い間お世話になりました。本当にありがとうございました。

それでは、まず最初に憲法と安全保障関連法案に関してお尋ねいたします。今安倍内閣のもと、国民は再び日本を戦争する国にするのか、それとも改憲を許さず憲法を生かすのか、戦後最大の岐路に立たされています。安倍政権は、戦後最長の95日間の会期延長を行い、7月16日に安全保障関連法案を衆議院本会議で強行採決し、今通常国会で成立させようとしています。この法案は、歴代の自民政権ができないとしてきた集団的自衛権の行使を可能だとするものであります。そして、いつでもアメリカを支援できる体制にする、戦地での武器使用の要件を緩和するなど、いつでもどこでも切れ目なくアメリカの行う戦争に自衛隊を参加させるためのものであり、憲法第9条を全面的に破壊し、民主主義と平和をないがしろにする戦争法案というべき内容の法案であります。

衆議院憲法審査会で与党の自民党推薦を含む3名の憲法学者全員が安保関連法案は違憲であるとし、元内閣法制局長官や、7月28日現在で、実に1万2,461人の憲法学者らが同様に違憲とする見解を表明するなど、法案が憲法違反であることがはっきりしました。

多くの世論調査で安保関連法案について反対が過半数となり、説明は不十分との回答は7割、8割であります。また、自民党の現職国会議員や幹

事長経験者など、内部からも法案反対の声が上がっています。強行採決の7月15日には、6万人が国会前で抗議し、毎回の国会包囲行動では2万5,000人から3万人が参加、先月8月30日には12万人が国会前で、全国の1,000カ所以上で数十万人が違憲立法戦争法案の廃案を求めて立ち上がりました。首相を支える補佐官の法的安定性は関係ない発言や、防衛大臣による他国軍支援で核兵器の運搬も法文上は排除していない答弁、さらに驚くことに、国会審議も始まっていない5月15日、法案の成立を前提に防衛大臣が指示を出して自衛隊の詳細な部隊運用計画を記載していた自衛隊の統合幕僚監部作成の内部文書が我が党の小池参議院議員によって明らかになりました。これは、アメリカ議会で法案の成立を約束こそすれど、国会審議や国民世論を無視して戦争法案成立ありきで暴走する安倍政権を象徴するもので、責任はいよいよ重大だと言わざるを得ません。

日本は、戦後70年間、他国と戦火を交えることなく、自衛隊は半世紀余にわたって一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出していません。こうした平和の歩みを支えてきたのは、何よりも憲法第9条が存在し、平和を希求する国民の世論と運動が脈々と続いてきたことによるものであります。この力が歴代内閣をも縛り、自衛隊は軍隊ではない、海外での武力行使は許されない、集団的自衛権行使は許されないという憲法解釈をとらせてきました。

今、日本をアメリカとともに海外で戦争のできる国に進もうとする中であって、これまでにない広大な人々が抗議の声を上げ、立ち上がっています。女性によるレッドアクションや若者憲法集会、デモなどさまざまな共同行動が全国各地で旺盛に取り組みられています。弁護士会、学者、教育界、宗教者、文化人のほか、国民の各層で戦争法案反対、憲法第9条を守れの声が次々と上がり、世代

や思想信条の違いを超えた共同が急速に広がっています。

こうした現状を踏まえつつお尋ねいたします。

歴代政権や内閣法制局がつくってきた法制度の枠組みを一内閣の解釈改憲で集団的自衛権の行使容認を具体化する安全法制関連法案は憲法第9条を壊し、基本的人権、民主主義を破壊するもので、地方政治と深くリンクすることは言うまでもありません。特に我が市には大湊海上自衛隊基地があり、そこで暮らす自衛隊員や家族の生命と安全に直結する法案であります。自衛隊のある市の長として座視できる事態ではなく、その是非が問われている問題でもあります。この法案に反対すべきは当然だと考えますが、認識と態度について市長の所見を問うものであります。

次に、市長が選挙戦において選挙公約で掲げた医療の充実について質問いたします。この事案につきましては、市長就任後の初議会、むつ市議会第221回定例会において一般質問をいたしました。1つに、医師不足により市民の健康不安、2つに、川内診療所への常勤医師不足と整形外科医師の応援体制、3つに、診療体制の充実と強化についてでありました。これらの諸課題についての市長答弁は、すぐに取り組むべき喫緊の課題との認識を示すと同時に、それぞれの課題について真摯にかつ積極的に働きかけていくという前向きなものでありました。医師不足などに起因する医療をめぐる市民の不安や苦情、要望もますます募るばかりであります。

そこでお尋ねいたします。1年を経過した今日、1点は、医師確保のこれまでの取り組みの経過と展望について、2点に、具体的課題の取り組みの進展についてであります。市長の前進的かつ誠意ある答弁を求めまして、川内町議、むつ市議を通して40年、160回目の壇上からの最後の質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、政治姿勢についての自衛隊所在自治体の長としての憲法遵守と安全保障関連法案の所見についてお答えいたします。

当市の大湊地区では、自衛隊のかかわりは明治35年の大湊水雷団が開設されて以来、海軍とともに栄え、第2次世界大戦を経て自衛隊が創設されてからは、海上自衛隊大湊地方総監部、航空自衛隊第42警戒群が所在し、災害復旧、文化、スポーツなどさまざまな分野で自衛隊のご協力をいただき、下北地方の中核都市として発展してまいりました。

近年、我が国を取り巻く安全保障環境が日々刻々と変化し、一層厳しさを増す中、世界の平和と安定を維持するためには、国際平和活動を初めとした国際貢献や国土の防衛を担う自衛隊の皆様への役割は複雑で多難なものとなっております。最近では、ソマリアへ派遣された当市の自衛隊員が海賊対処行動を無事に遂行するなど、国際社会からも高い評価を得ているところであります。このことから、自衛隊が所在する地元自治体の役割としては、派遣された自衛隊員の皆様が安心して任務につけることにあると考えております。

市では、大規模災害等で派遣された隊員の留守を預かるご家族の支援を充実させることで、隊員の皆様にとりましても安心して任務に専念できる環境を構築することを目的に、地元自衛隊との間で隊員家族安心協定を締結したところであり、この協定の一環として当市保育所での自衛隊員の保育実習の受け入れや、自衛隊員が派遣されたことを想定した部隊内での訓練のための当市保育士の派遣を行っております。そのほかにも、私は隊員向けの講演会に講師として積極的に出席しており

ますし、また自衛隊艦艇が当市に寄港した際には、艦艇に乗船し隊員を激励するなど、常に自衛隊とのかかわりを持ち、隊員の皆様のご苦勞を少しでも理解するよう努めているところであります。

安全保障関連法案の賛否につきましては、地方自治体の事務の範疇ではないと判断されるところであり、市議会への一般質問への答弁という形ではふさわしくないと考えることから、回答は差し控えさせていただきますが、地方自治体は地域住民の福祉の向上を図ることが責務でありますので、自衛隊員の皆様がどのような役割を担うことになっても、隊員や家族の皆様へのふるさと、心のよりどころとして安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが必要であるものと考えております。

さらに、憲法と安全保障法案の関係性に対する認識につきましても、市議会への一般質問への答弁という形ではふさわしくないと考えており、現在国会において審議されておりますことから、議論の行方を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、選挙公約についてのご質問にお答えいたします。医療の充実についてであります。昨年の市長選挙の際、むつ市が「暮らしで1番」を目指すため、医療のさらなる充実という公約を掲げ、市長就任後も最大かつ喫緊の課題であると認識し、取り組んできたところであります。1年前のむつ市議会第221回定例会においても、工藤議員の同様の趣旨のご質問に対し答弁させていただきましたが、私の決意、姿勢はそのときと全く変わるものではないことを申し上げ、ご質問に答えさせていただきたいと思っております。

まず、医師確保対策の経過、今後の取り組みと展望についてであります。昨年10月、私は下北医療センターのメンバーとして弘前大学学長並びに医学部教授の方々と意見交換をさせていただきました

した。そのときの印象は、当地域が医師不足であるという実情については理解していただいているということでありました。一方、ご理解はいただいても、やはり大学側としても派遣することができる医師の人数には限界があるという厳しい現実があることも伝えられております。

診療所の診療体制につきまして、議員ご案内のとおり、川内診療所の場合を例に挙げても、常勤医師が2名から1名となり、整形外科医師の週1回の応援もままならないという状況は変わっておりませんが、施設所在地の長として、引き続き最大限の努力を傾注していく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、青森県に対しましては、下北総合開発期成同盟会の会長として要望活動を行っております。昨年は、当地域の窮状を訴え、とにかく医師の配置をとという趣旨で訴えてまいりましたが、これも県全体でも医師不足であるという回答であり、県は地域枠の制度をつくって医師確保に努めているとのことであります。ことしもまた要望を行ったわけでございますけれども、ことしについては医師の配置について再度お願いをするとともに、地域のこの先何十年にもわたる医師のことに思いをはせたとき、自分たちのところで種をまき、育てるしかないのではないかという考え方から、下北地区の高等学校における医学部進学コース設置を含めた医師を目指す高校生の教育環境の充実についての要望活動を行ったところであります。

青森県では、「良医」を育むグランドデザインという計画を策定し、各種施策を推進した結果、県内高校からの医学部合格者数が2倍前後にまで増加し、さらに卒業後に一定期間県内の自治体病院に勤務することとなる弘前大学医学部生を対象とした奨学資金制度により、今後の若手医師の県内定着に期待が寄せられるなど、成果があらわれ

始めているとのことであります。当市としても、県との連携を図るとともに、自分たちで何ができるかを考え、議員の皆様、市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

市といたしましては、地域医療が市民の皆様の最も関心の高い課題であるとの認識に変わりはございません。その中でも喫緊の課題、中長期的な課題、また視点を変えれば、ことし1月に健康宣言をしたことにありますように、そもそもの健康づくりという側面もあろうかと存じます。これらの課題は、簡単なものではございませんが、一步一步真摯に取り組み、できる限りの成果を上げていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 質問の順序が逆になりますが、医療の問題について、まずお尋ねしたいというふうに思います。

ただいま市長が答弁された中ににじみ出ておりますけれども、この1年間の間に医師確保についてどのように取り組んできたのかという問いに対しては、前向きな取り組みがなされているというふうに私も思います。わずか1年の間であっても、そうした姿勢そのものが今後の当市における病院の医師確保、あるいはまたスタッフの確保、そういうものにつながっていくということは間違いのないことでありますので、引き続き努力していただきたいということをもまず要望しておきたいと思っております。

それで、少しくどくなるようでありますけれども、例えば川内診療所、地域医療についてであります。昨年4月から整形外科医師が不在となって、補充されなくなって1年と6カ月になるわけです。これは、本当に深刻な問題で、当地区を初めとして周辺の自治体の皆さんにとってもそういう声が切々と訴えられます。



応援医師の体制ということで、この確立を早急に検討してほしいと、端的に言えば、そういうことなわけだけれども、この整形外科医師の応援体制ということで、今現在整形外科医が不在なために薬を出してもらえない。そのために他の、こっちで言えばむつ総合病院を初めとしてこちらのほうに来なければ、薬も手に入らない、そういう不便な事態が続いているわけであります。

私は、こういう現状を見るときに、前のように1週間に1回の応援体制は無理だとしても、せめて3週間に1遍、2週間に1遍でもいいです。整形外科の応援医師の応援を得て薬を出してもらえようような、せめてそういう体制にしてもらわないと、患者にとっては大変な事態になっているということであります。この点で検討をぜひしてほしいなというふうに思いますけれども、市長の前向きな答弁を求めます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

川内診療所に関しては、これ下北医療センターの件でございますけれども、まずむつ市長としてお話をさせていただきますと、これは2名から1名体制になって、私もこの整形外科医がいないということについては、さまざまな方々から要望をいただいておりますし、非常に心を痛めているというか、何とかしたいという思いはございます。ただ、これも先ほどの私の答弁でもありましたとおり、一にも二にも、そもそも派遣するお医者さんがいないというような状況になっているわけでございます。そういった観点からも、引き続き弘前大学あるいはその他の大学とも連携を深めながら医師の確保に努めていって、しっかりとした地域医療の体制をつくっていくことが私は必要なのだというふうに思っています。

ただ、これも少し繰り返しになりますけれども、私の問題意識としては、これまでそういうふうな

取り組みをしてこなかったわけですが、自分たちも悪かったのではないかという思いがあります。というのは、このまちから、これも最近の試算でいきますと、毎年1人ぐらいしか医学部に進学していないという状況があります。その方がここに戻ってくるかどうかということもまたありますし、言ってみれば、このまちでお医者さんをやってくれるという人は恐らくこのまちで暮らして育てていった方なのではないかという思いがあります。中長期的に見れば、そういう人材をいかに確保してつくっていくかということが非常に重要になってくる。今は少しは我慢をしてもらうことがあるかもしれませんけれども、中長期的にそういうふうになるようにしっかりと種をまいていきたい。そういう思いから、ことは県の教育委員会に対して、この高校の中で、この下北の高校の中で医学部の進学コースをつくって、このまちで医者を育てる仕組みをつくってくれないかということをお願いさせていただいたということでございますので、私としては医師の確保をしっかりやらせていただいて、この派遣が少しでも早くできるように、応援が少しでも早くできるようにさせていただきたいというふうに思います。

また、これは川内だけの問題ではございません。大畑の診療所でも歯科医がいない、大畑地区に歯科が少ない、そういう問題もございますので、そういったところもトータルで含めてしっかりと対応をこれからも続けていきたいと考えております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 先ほど薬の話をしていただきました。先ほど述べましたように、薬をもらうためには医師の診察が必要なわけです。ところが、整形外科医が川内診療所にはいないわけで、診療所では薬を処方できない。そうすれば、こちらのほうまで来なければ、来て診察を受けて、それか

らでない薬を処方してもらえない、こういう事態が今現在続いているわけです。

ご承知のように、非常に距離が離れているものですから、なかなか患者の皆さんはおいそれというわけにはいかない状況にあるわけで、この薬を出してもらうための手だて、そういう方法、そういうものについて検討していただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。検討の余地、ぜひつくってほしいのですけれども、答弁を求めます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

これも下北医療センターの話と我々のお話と少しリンクする部分があると思いますが、この薬をもらうということに関して、私自身が今この現時点で、どういった規制があって、なぜできないのかということにわかちちょっと承知していない部分がございますので、そういったところを少し整理するところから始めさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 安全保障関連法案についてお尋ねいたします。

市長の政治姿勢ということで認識、見解などお尋ねしたわけであります。前回の6月議会の同僚議員の質問に対する答弁の域を出ないなという印象です。

たびたび一般事務ではないからというニュアンスの答弁が出てきます。前回の同僚議員の答弁に対しても、憲法はそれこそ公務員にとって外してはならないものだ、行政のかじ取りを担う憲法、その点は基本中の基本であるという認識をしているという答弁がなされています。これは当然だと考えるわけです。憲法第9条を持ち出すまでもなく、擁護し、そして尊重する義務を担っているわけですから、この点も自覚しているという前回の

答弁でありました。であるならば、私は市長の認識ですから、それはそれとして尊重しているわけですが、憲法をそのまま読めば、例えば第9条の問題でも、そのまま読めば、今のこの法案が憲法から外れていると、こうなるのは当然だと思っております。ですから、市長個人の政治姿勢としても、あるいはまた個人としても、憲法第9条から今の法案は外れている、こうなぜ率直に言えないのか、不思議でならないのです。個人であろうが、ましてや首長としては、これを死守するのだと、遵守するのだというのは当たり前な話ですから、今国会で審議中だからということではなくて、私それも市長個人の見解を問うているわけです。これについて答弁を求めます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

率直にどう考えるのかということは、それは率直に私も言えるわけであります。ただ、この市議会のこの議場の中で、市の一般事務に関する質疑のやりとりの中でやるのはふさわしくないというふうなことを申し上げているということをご理解いただきたいと思います。

また、憲法第99条のお話が出ましたけれども、これは公務員が憲法を遵守し擁護する義務を負うというような条文でございます。確かにこれ私そのように申しました。私その気持ちはもちろん変わるところはございません。ただ、ここで言う尊重し擁護する義務というのは、あくまでも私自身は自分の責任と権限の範囲内で行われる事務について憲法を遵守し擁護する義務を負うということだと理解しています。したがって、安全保障に係る国家の専管事項に係る問題については、私の責任と権限の範囲内のことではございませんので、これについてこの場で申し上げることは差し控えさせていただくということを繰り返し述べていると、そのように理解をしていただきたいと思います。

います。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 市長は、そう言いながら、前回の議会でも一つの結論を出しているのです。明確に出しているのです。ですから、その点を私はこうだと、前回答弁したようにこうなのだと、自分の考えは、これを述べていただければいい。例えば憲法改正ということについては、第96条で改正規定を自ら設けている、民主主義の観点からも当然のことだと私は考える、こう言っているのです。つまり国民投票にかけるべきだと。国民の判断を仰ごう、これは当然のことだと言っているわけですから、ここを私は再度確認しておきたい、その答弁を。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 少し質問の趣旨がわかりづらかったのですけれども、どうのご趣旨で。済みません、もう一度お願いします。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 自分個人の考え方はちゃんと持っているのだけれども、こういう中では、市の行政をつかさどる中では議論するのは望ましくないということを市長は言っているのです。しかし、6月定例会のこの憲法をめぐる答弁の中では、第96条で憲法改正ということについては改正規定がちゃんとあるのだと、だからその観点でやればいいのだということを言っているのです。改正規定があるのだから、自ら憲法の中にあるのだから、第96条にあるわけでしょう。それは国民投票のことなわけだから、そういうことを市長は、国民投票をやればいいということを述べているわけだから、そのことを言えば納得できるということを言っているのです、市民が誰でも。だから、前にそういう答弁しているわけだから、これを確認したいということを私はお尋ねしているのです。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

前回の議会で国民投票という規定があるということをお願いしたのは、この問題について国民投票をやったほうがいいという趣旨で言ったのではなくて、そうではなくて、憲法自体が、これは常に変動し得るものだということを、私はそのように理解をしているというふうな文脈の中で使っただけでありまして、平和安全保障法案について国民投票すべきだということをお願いしたわけではございません。それは、議事録をしっかり読んでいただければわかると思います。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） くだいようですが、議事録を持ってきて私尋ねているのです。民主主義の観点からいっても、当然のことと私は考えています。もう一度言います。憲法改正ということについては、第96条で改正規定を自ら設けていると。民主主義の観点からも当然のことと私は考えていると言っておりますので、これは議事録ですから、この答弁を……

（「もうちょっと前から読むとわかる」の声あり）

○3番（工藤孝夫） はい。「憲法の改正ということについては、第96条で改正規定を自ら設けている」、「民主主義的観点からも当然のことと私は考えている」と言っているのです。この答弁を確認したい。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 繰り返しになりますけれども、私がお場で申し上げた趣旨としては、この安全保障法案について国民投票すべきだということを行っているわけではございません。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） なかなか率直に認めてもらえなくて非常に残念です。自らの答弁ですから、それはやっぱり責任持たなくてはだめです。

私は……

（「安全法案については、国民投票はしないと言ってる」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑を続けてください。

○3番（工藤孝夫） 私が冒頭に述べましたように、今非常に国民は重大な岐路に立たされているということは認識していただけるというふうに思います。その意味では、今度の法案の是非は、思想信条の違い、天壤の違いを超えて、この憲法第9条を守っていかなければならないというふうに私は考えるわけです。この姿勢が、その是非が今後の行政の執行において非常に問われてくる問題だと思えます。

市長は、新聞報道にもありましたけれども、原発問題等で胆力が問われる部分があるという報道がありました。ですから、原発問題でもそうだろうけれども、この憲法、これから日本が歩いていくその道筋をたどっていく場合には、憲法が不安定であれば、とても国民生活は成り立っていかないわけですから、今後の行政の執行において、この憲法の大道を離さず歩いていっていただきたいというふうに私は思いますけれども、この点を、市長の考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のほうからは、憲法の大道を歩めというふうなご指導をいただきました。私といたしましても、憲法第99条にありますとおり、この憲法を擁護し、尊重しながら、この職務について自分の権限とその責任の範囲内でしっかりとした仕事をしていきたいと思えます。

なお、先ほどから議事録の話で話題になっておりましたけれども、この議事録を読ませていただきますと、さきの議会だったと思いますが、浅利議員からの質疑の中で、そろそろ憲法というのを

改正する時期が来ているのではないかということについての答弁の中で、私が第96条で改正規定を自ら設けているので、憲法自体も改正というものをそもそも想定しているものだというふうに答弁をさせていただいております。したがって、繰り返しになりますけれども、平和安全保障法案について国民投票すべきだとか、そういうようなことを申し上げているということではございませんので、その点についてはご理解を願いたいと思います。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 終わろうと思いましたがけれども、せっかくの答弁ですから。

憲法改正の立場から、浅利議員はやったわけです。なぜ今問題になっているかということ、集団的自衛権は今ある憲法第9条では認められていないのです。認められていない。では、解釈改憲というのは、それは今憲法違反かそうでないかです。ざんやっているわけですから、改正しようとしたら、条文が憲法でうたってあるわけだから、国民投票でやるべきだと。だから、それでやればいいのです。だから、市長の答弁は何も間違っていないの。我々も、やろうとなったら国民の声を聞いてやるべきだということを言っているわけです。だから、そこは行き着くところは同じなのだから、憲法を守るという立場では。だから、そこをちゃんとやっぴり、自分の答弁はそういう趣旨で答弁しているわけだから、そこは守っていただきたいということを述べたのです。

そういうことで終わらせていただきます。

○議長（山本留義） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎富岡幸夫議員

○議長（山本留義） 次は、富岡幸夫議員の登壇を求めます。11番富岡幸夫議員。

（11番 富岡幸夫議員登壇）

○11番（富岡幸夫） むつ市議会第225回定例会、一般質問を行います。最後の質問者となりました。今定例会もそうありますが、任期最後の質問者であります。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど私の目の前に、ある議員のブログが届きました。私は、名誉のために一言申し上げたいと思いますが、一般質問を一度も任期中やっていない、議案質疑もしたことがない、こういうことであります。私は、皆様の理解を得ながら、一般会計の決算を担う立場にあります。理事者の皆様には、各決算の前にヒアリングを行い、さらには自分の質問を投げかけているところでもあります。そのようなことから、このように書かれる筋合いはないものと、こういうふうに思っておりますが、書いた方については、いろいろ今後思いを新たにしていきたい。議員それぞれには、それぞれの議員活動があるわけでありまして、何も一般質問したから、議案質疑をしなかったから、こういうふうなことではない、こういうふうなところでもあります。ぜひ改めていただきたい、このように思います。

このたびの一般質問は、近現代史についてと、環境行政についてであります。市長には、初めての質問となりますし、教育長には5年前に一度同様の質問をいたしておりますが、時が進んでおりますので、ぜひともご答弁を願いたいと思います。

さて、きょう9月8日、日本の歴史のうえで大

事な日ではありますが、何でありましょうか。9月8日、1951年、サンフランシスコ条約、日米安保条約が締結された日であります。吉田茂が、あの米国の壇上で演説をし、そしてさらには締結をした。ここから日本の独立がきちんと保証されたわけであります。植民地にならなかった、こういう歴史があるわけでありますので、この近現代史について改めて質問をしたいと思っております。

そして、ことしは戦後70年、このことは随分と各マスコミ、雑誌等で特集まで組んで知らされております。1941年の12月8日、日本の真珠湾攻撃によるそのあたりから、終戦手前の決定的になった原子爆弾による投下、そして終戦記念日、さらには先週まで報道されておりました抗日戦勝の記念パレード、太平洋戦争といいますが、第2次世界大戦はこのように今改めて我々の前にさらされているのであります。このことは、もっと歴史を深く掘り下げ、私たちはそのことに思いをしながら、そして将来をにらみながら考えていかなければならないのであります。

そして私は、この戦争を新たに起こしてはならない、その惨禍を、悲惨なことを二度と繰り返してはならない、そしてこれを継承していかなければならない、このような教育に関することもぜひとも改めて考え直したい、このようなことから今回の質問に至ったものであります。

その1点目は、市長に基地のあるまちの首長として安全保障関連法案についての所見を伺うというものであります。これはさきのむつ市議会第224回定例会、浅利議員にお答えしておりますし、午前中の一般質問でも工藤議員にもお答えしているところでもあります。地方の行政首長が国権にかかわる専権事項を論ずることはなかなかできない、こういう答弁であります。確かにそのように思います。しかしながら、この前の県内の某紙であります。ただいま審議中である安全保障法案

について、県内40市町村長にアンケート調査がなされております。市長は、ある部分を捉えて解釈されるのには……という思いで答えられなかったというような思いがありますけれども、改めてその辺のところの思いが、私どもに答えられるものがあれば、ぜひ市民の前に声を届けていただきたい、このように思っております。

2点目は、安倍総理の戦後70年談話であります。このことは、閣議決定までして14日の夕刻に発表されました。私もテレビで見えておりましたが、なかなかぴんとこないなという思いがしております。

発表後、いろんな論説がありまして、主語がないとか、または侵略、植民地支配、反省、おわび、これらを盛り込んでよかったとか、さまざまな論評がありますけれども、なかなか一国の首長が国民にわかりやすく、もっとこの70年談話を知らせてもらえるのかなと、こういうふうな思いでおりました。50年の村山談話、60年の小泉談話、そして70年。これが80年、90年と続くのか。続く必要はないと私は思っております。そこに安倍総理は、子、孫の時代までこれを背負わせてはならない、このような発言をしております。全くそのとおりであります。いつ、どこで、この戦争の区切りをつけないといけないのか、このような思いでいっぱいあります。この辺でわかりやすい国のトップの発言があればよろしかったな、私はこのような感想を持っておりますが、市長におかれましてはどういうふうに感じられたのかご所見をいただきたい、このように思います。

3点目は、小・中学校における歴史教育の現況並びに次期指導要領の改訂点と当市の目指す教育とスケジュールについてであります。8月5日、文部科学省の次期学習指導要領の骨格案が発表されました。このことは、大幅に見直しをするという内容であります。特に国語、英語、数学、理科、

社会、この社会の分野での改訂が私は大きなものである、このように認識をしております。

これは、高校生の教科でもって世界史が必修である、そして日本史が選択である、このような状況であります。前中央教育審議会の答申では、この辺も改められ、歴史に対する時間数も多くとられてきたというのが事実であります。今期改めてそれをさらに変えていくものであるというふうな捉え方を私はしております。そして、地理、歴史に関するものが総合という形で教科になって必修になる、こういうふうなことでありますし、公民も新たに必修になるということでもあります。

これから子供たちが育つには、何としてもこの日本の国をどのように守って自立させていくか、大きな観点でありますので、この見直しは大変重要なものだと、こういうふうに認識しているところであります。

このような今回の改訂点に見直されている内容について、当教育委員会またはむつ市で将来的にどのように捉えていくのか、そしてもしそのスケジュールが発表できるものであれば、その段階的などころも教えていただきたい、このように思うところであります。

次に、大きな質問の環境行政についてであります。これは、新田名部川、旧田名部川というのでしょうか、田名部川と新田名部川の整備についてであります。昔の田名部川は蛇行しておりまして、長雨が降ると、すぐ氾濫する、水増しになるという状況でありました。昭和40年代、これを防ぐための新田名部川の建設がなされました。昭和52年に全て完成されております。また、新たに小川の放水路も平成17年に完成を見て、田名部地区には水害はもう出ないだろうと、このような思いで安心をしているところであります。そして、今の田名部川の整備を見ますと、近年は大瀬橋からマエダ本店付近までの護岸の整備がされております。

そして、新田名部川については新たに整備がなされようというような気配があります。そのような田名部川の景観と整備について、将来的にどのように整備されているものか質問をするものであります。特に旧田名部川の残されている昔の三日月湖なるものについてはどのようになっているのか、改めて質問をしたいと思っておりますので、壇上からの質問は以上といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 富岡幸夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、近現代史についてのご質問の1点目、基地のあるまちの首長としての安全保障関連法案の所見についてお答えいたします。

デーリー東北新聞に掲載されましたアンケートのお話でしたが、これは去る8月9日に掲載された安全保障関連法案の青森県内首長アンケートでありまして、新聞記事によりますと、県内7市町村長が回答を見送ったとのことであり、私もアンケートの回答が要約されると意図に反して受けとめられるおそれがあるとの理由から、回答を見送りました。

アンケートの内容は、法案の是非について、憲法第9条の改正に踏み込むべきか、今国会での法案成立の結論を出すべきか、県内の陸、海、空の施設等が攻撃対象にならないか不安を感じるかの4項目で、賛同できる、できない、どちらとも言えない等の三択による回答と、その選んだ理由、ほかに安全保障関連法案に関する自由記述がありました。掲載方法について、新聞社に確認しましたところ、記述の回答については、内容を要約し掲載される場合もあるとのことでした。実際には、回答全文が掲載されておりましたが、内容が要約された場合、読者の皆様に対し、私の意図と異なって受けとめられるおそれがあるとの

判断から、回答を見送ったものでございます。

安全保障関連法案の所見につきましては、先ほどの工藤議員の一般質問への答弁と同様、国防や外交に関しては現在国会において審議中の案件であり、国の専管事項に係る問題でありまして、その賛否について、一地方公共団体の長として市議会において答弁することはふさわしくないとまずは考えております。これを基地を所有する自治体の首長として問われたとしても、この首長としての権限外のことについて論ずることに実質的な意味を見出すことはできないと考えております。山積する市政全般にわたる課題の中で、自分の手が及ばない部分については、これは環境の変化だと受けとめて、自分自身、そして周囲を変えていく努力をしていくことのほうが生産的だとも考えています。すなわち平和安全法制に関して言えば、仮に自衛隊の役割がふえ、任務や訓練の幅が広がれば必然的に隊員の負担やその家族の不安もふえるということも想定されます。そうなれば、基地を抱える自治体の長としてできることは、隊員の皆様や家族が安心して生活できるよう、昨年締結した隊員家族安心協定に基づき、より一層の連携を強化し、地元として貢献していくことが考えられます。

こういった自分たちにできることからしっかりと対応し、一自治体の長としても、この国をしっかりと支えていきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、戦後生まれの安倍総理の戦後70年談話の所見についてお答えいたします。世界が注目した安倍総理の戦後70年談話は、さきの大戦への反省を踏まえ、自由、民主主義、人権といった基本的価値を揺るぎないものとして堅持し、その価値を共有する国々と手を携えて積極的平和主義の旗を高く掲げ、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献すること、私たちの子や孫、そして先の世代の子供たちに謝罪を続ける宿命を

背負わせてはなりませんとしたこと、法の支配を尊重し、力の行使ではなく、平和的、外交的に紛争を解決するべきだと、原則をこれからもかたく守り、世界の国々にも働きかけること、そして戦後80年、90年、さらには100年に向けてそのような日本を国民の皆様とともに作り上げていく旨の未来志向が印象に残る談話であったように感じております。

また、村山談話、小泉談話も改めて読み直し、これとの比較や賛否を問う記事も拝見しながら、思ったことは改めて広く国民全体で平和について考えなければいけない、そして日本の歩んできた歴史を十分に学び、これから先の日本のあり方を考えていくことは一人一人の日本国民にとって極めて重要なことであるということでもあります。

戦争経験者は、減少の一途をたどり、終戦後に生まれた国民は1億人を超え、人口の8割を占めるまでになっております。さらには、急速に進む人口減少の流れの中であって、筆舌に尽くしがたい戦禍の記憶、そして戦争から学んだ多くの教訓を風化させることなく、とうとい犠牲の上に現在の平和があるということを後世へと伝えることは、今を生きる私たちの責務であります。

戦後の節目節目に出される首相談話がマスコミ等に大きく取り上げられ、多くの国民が目にし、そして議論されることは、平和な日本を築いていくためにも大変意義のあるものと認識しております。

次に、ご質問の3点目、小・中学校における歴史教育の現況並びに次期指導要領の改訂点と当市の目指す教育とスケジュールにつきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、環境行政についてのご質問にお答えいたします。田名部川、新田名部川は2級河川でありますので、青森県が主体となって整備を行うべきものであると認識しております。

むつ市中心部を流れる田名部川は、かつて暴れ川と称されるほど、洪水、氾濫を繰り返しておりましたが、新田名部川及び小川放水路の整備により水害の危険性は大きく軽減されました。新田名部川は、桜並木や親水公園等が整備され、地域住民の憩いの空間として利用されるとともに、漕艇の大会や、まさかりレガッタが開催されるなど、水面も大いに活用されているところであります。

一方、市街地を環流する田名部川は、大瀬橋付近から下流域では河川改修事業による護岸や遊歩道が整備され、癒やしの水辺空間として多くの市民の皆様には散歩やジョギングに利用されております。しかしながら、中上流域ではこれらの遊歩道が未整備のため、多くの地域住民の皆様から、同様の遊歩道を上流まで延伸し整備していただきたいとの要望がなされております。

このような背景を踏まえ、青森県では田名部川、新田名部川を一体とした環境整備に向け、憩いと潤いの水辺空間の創出を目的として、青森県、むつ市、町内会及び学識経験者等によるワークショップを平成25年度から平成26年度まで計3回開催し、田名部川かわまちづくり計画を策定したところであります。

青森県におきましては、この計画に基づき国の交付金事業の活用を視野に入れながら、田名部川上流の遊歩道の整備や、新田名部川、むつ大橋から太田橋までの区間の街路灯の新設など、田名部川、新田名部川を一体とした整備を進めてまいりたいと伺っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 富岡幸夫議員の近現代史についてのご質問の3点目、小・中学校における歴史教育の現況並びに次期指導要領の改訂点と当市の目指す教育とスケジュールについてお答えいた



します。

まず、市内小・中学校における歴史教育の現状についてご説明いたします。現行の学習指導要領は、小学校においては平成23年度、中学校においては平成24年度より完全実施され、その後、領土に関する教育の充実について、文部科学省から平成26年1月28日に中学校学習指導要領解説の一部改訂の通知が出されました。これは、中学校社会科の歴史的分野において、明治期に我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に領有した経緯に触れることを明記したものであります。これを踏まえ、市内の小・中学校においては、小中一貫教育の推進に向け、小・中学校の学習内容を関連させながら、学習指導要領に準拠した年間指導計画を作成し、地理的分野とも関連させ、近現代史の学習を適切に進めております。

次に、近現代史の重要な内容が学期末や年度末に粗雑に扱われている実態はないかという危惧についてであります。現行の学習指導要領により、中学校社会科における歴史的分野の内容構成が改められました。その結果、1、2学年で合計105時間だったものが、3学年の1学期までで合計130時間となり、25時間増加され、指導の改善が図られております。

具体的には、これまで近現代の日本と世界という一つの項目であったものを近代の日本と世界、現代の日本と世界の2つの項目に構成し直し、より時間をかけて学習に取り組めるようになりました。このようなことから、近現代史の学習が粗雑に扱われているのではないかという危惧は全くございませんので、ご安心いただきたいと思います。

次に、次期学習指導要領の改訂に向けたスケジュールについてご説明いたします。文部科学省は、平成27年8月5日に新学習指導要領の答申の素案を発表いたしました。これによりますと、物事を

多角的、多面的に吟味する論理的思考のほか、自国文化や異文化への理解を教育することの必要性が強調されております。

具体的には、小・中学校の歴史教育は現行とほとんど変わりませんが、高等学校においては現行の世界史必修から、日本史と世界史を融合させた歴史総合を必修科目として設けることが示されております。また、新学習指導要領は、小学校が平成32年度、中学校が平成33年度、高等学校が平成34年度以降に全面実施される予定となっております。

このようなことから、教育委員会といたしましては、児童・生徒一人一人が未来を切り開く新しい知を創造する思考、判断、技能を身につけ、社会の発展や文化創造に積極的に貢献しようとする意欲を高めることができるような歴史学習のさらなる充実のために、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 11番。

○11番（富岡幸夫） どうもありがとうございました。質問は、逆になりますが、田名部川の整備のほうから質問させていただきます。

ことしの春の花見のころ、ことしは花芽がよくなかったといいますか、花がよく咲かなかったというような思いであります。大畑の桜ロードもそのような状況でなかったかなと、そう思っています。運動公園もそうでした。その中で、田名部川の桜だけは何とかシダレもソメイヨシノもきれいに咲いていたなというような思いがあります。県の事業でありますけれども、ぜひ今後田名部川の整備が順調に進められればいいなと、こういうふうに思っていますし、環境を大事に進めていただければいいのかなと、こういうふうに思っております。

旧田名部川、大瀬橋のあたりには自然が、ヨシ

なんかをそのまま残したというような景観もあります。マエダ本店から上流、新田名部川の間、この整備というのは全く見通しというのが我々にはわからないのでありますが、その辺がどういうふうになっていくのか。または、改めて新田名部川の環境も新たに考えられているものがあるのかどうか、再度お聞きしたいなど。

それと、新田名部川に残された三日月湖と申しますか、旧河川が、わかるところで言うと、赤坂橋から太田橋までの間の公衆トイレのある裏側に旧河川が残っているのです。当時その河川の新田名部川の土手の整備とともに、そこも環境的にかなり整備されて残っていたような気がしております。その辺のところ、それが全くもう今となつては手つかずで、環境によくない影響と申しますか、整備がおろそかになっているというようなことが感じられますので、あわせてご答弁いただければと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

3点ご質問あったと思いますけれども、新田名部川のこれからの環境整備、さらには田名部川の中流域の今後の整備方針、そして新田名部川の三日月湖ですか、その3つだったと思いますけれども、私のほうからは、まず新田名部川の環境の整備ということについてお答えをさせていただきます。

当然2級河川で県の事業が主体だということになるわけでありまして、私どもといたしましては、例えば水辺のサポーター制度ということで、これは建設会社の皆さんにお手伝いをいただきながら、自主的に草刈りなどをしていただいています。さらには、町内会の清掃活動ということで、こちら本当に住民の皆様のご熱心な活動によってきれいに清掃していただいているということで、新田名部川に限らず田名部川のほうも含めて

地域の住民の皆様とともに、市民協働という中でこれからも環境の整備を図っていききたいというふうに考えております。

残りの2点につきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） ご質問にお答えいたします。

大瀬橋までは、田名部川河口からは河川の整備はされていますけれども、大瀬橋から上流の地域につきましては、田名部川かわまちづくり計画の申請、これを市のほうの申請で行います。それで、県から計画書のほうの修正を待って、今年度中に市のほうで申請する予定となっております。認定後につきましては、整備につきまして、県において平成28年度から5年計画で、総事業費約3億円で親水の護岸、それから街路灯の整備、管理用通路等の整備を予定しております。

それから、旧河川の部分につきましては、中流区域で蛇行部分が3カ所ほど今でも残っております。これにつきましては、手つかずの状態が残されておりますことから、青森県では整備等は行わず、環境に配慮しながら、田名部川周辺に残された自然と触れ合う空間として活用したいということでお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 11番。

○11番（富岡幸夫） その残されたところなのですが、非常に子供たちに事故があつてからでは遅過ぎるなというような思いをされる方もあります。地域の方が気にかけてくれて、そこを少しでも整備をしたいとか、お手伝いしたいなど、こういうふうに思っている方もいるようであります。しかしながら、一般の方が県の管理するところへ入って何かやるというようなことはよろしくないのかなというようなこともありますので、も

しそういうふうなことがあれば、ぜひ市もお手伝いをしながら、県のほうに話をつないでいただければよろしいのかなど。くれぐれも事故がないように、または冬になると野鳥なんかがたくさん来ております。環境が維持されるように整備、保全をしていただきたいと、こういうふうに思います。

次に、近現代史について、教育委員会のほうへ確認といたしますか、制度が変わりまして、総合教育会議なるもので、前回の定例会で中村議員がお話されておりました。それで確認はできるわけですが、市長の及ぶ範囲が教育委員会に対して大きくなるというか、ともに地域の行政を携えるという立場でもって地域の教育を考えるというその話し合いがなされると。教育委員会のほうの立場から、市長の権限の及ぶ範囲の影響とかそういうふうな考えられるところをひとつ改めてお知らせいただきたいなど。前回と同様になるかもわかりませんが、簡単に結構でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

総合教育会議における市長の権限と影響ということでございます。総合教育会議は、ことし4月に施行されましたが、予算編成や執行等に権限を有している市長と、教育に関する事務を管理執行する教育委員会が十分な意思疎通を図って、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、そして市長が招集し、対等な執行機関として協議調整を図る場でございます。この総合教育会議が設置されたことで、市長の教育行政に果たす責任や役割が明確になって、市長が公の場で教育政策について議論をすることが可能となりました。

協議すべき事項は、大綱の作成に関する事、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的施策について、児童・生徒の生命または身体に現に被害が生じ、または被害が生

じるおそれがあると見込まれるなど、緊急の場合に講ずるべき措置等となっておりますが、特に政治的中立性を要する事項については協議調整事項とするべきではないとされております。

しかしながら、地域にとって、また子供たちにとって、市長と教育委員会の両者が協議する必要があると判断した場合は協議することができるとされております。そして、協議し、調整された事項については、市長と教育委員会の双方において当該事項を尊重してそれぞれの事務を執行する義務が生じます。市長と教育委員会の双方が総合教育会議において忌憚のない意見を交わし、むつ市の教育行政の方向性を共有し、一致して子供たちの生きる力を育成するために、民意を代表する市長とともに会議を論ずるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 11番。

○11番（富岡幸夫） ありがとうございます。

確認といたしますか、それは改めて質問したいと思いますが、教育現場において少しお知らせいただきたいなど、こういうふうに思っております。

先ほどの答弁で、歴史に関する時間が従来より25時間伸びたというようなことであります。大変結構なことであると私は思っております。明治から現在まで、150年余りで日本はとてつもない成長をしたと。その中で戦争もしてきた、またはつらい思いをしてきたというようなことが、どういう教科書で教えられるのかということが非常に大事でありまして、教科書の選択について少しお知らせしたいと思えます。

私、きょう教科書、ちょっと古いのでありますが、こういうむつ市で使われている教科書、これは、東京書籍であります。前回の答申に基づいても、近現代史はもう半分のページ数になっております。もう十分だなど、こういうふうに思うところもありますが、まだこれらで子供たちに伝えな

ければならない、または日本人として誇りを持って自立をしていくというような心構え、こういうふうなところがどこで芽生えるのかというようなことになると、やはり小さいときの教育にあるというふうに私は思うのでありますが、そういうところから教科書の選択というのは非常に大事になるというふうに思っております。

今回の改訂で、大阪市が初対策で、育鵬社の教科書を使うというふうなことを論じております。この育鵬社の教科書というのは、具体的にどういうふうな教科書なのかというふうなところをちょっとお知らせ願いたいと思いますし、現在は東京書籍をそのまま使われているのかどうかもお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長(阿部謙一)

ご質問にお答えをいたします。

まず、育鵬社の教科書の特徴についてお話をいたします。育鵬社の中学校社会科の歴史教科書は、文部科学省の検定に合格しており、その点においては下北むつ地区教科用図書採択地区協議会で採択した教科書と大きく変わるところはございません。特徴といたしましては、神話等についての記述や歴史的資料が他の出版社のものよりも豊富に、かつ詳細に掲載されているところであります。こうした長所の反面、その教科書を使用する際には、それらの豊富な資料を読みこなすために、一定の読解力あるいは一定の学習時間が必要である、そういう難点もともに指定できるものかと考えております。

最後に確認となりますが、今お話をいたしましたように、日本は教科書の採択に関しましては検定主義をとっております、全ての教科書は文部科学省の検定を通過しております、授業で使うに必要なものについては全て満たしているもの、そのように認識をしております。

○議長（山本留義） 11番。

○11番(富岡幸夫) わかりました。どこの教科書を使うかというのは、教育委員会で決定をすると。そのプロセスなのでありますが、文部科学省からプロセスが改められているというようなことがあるやに報道で見ました。従来のやり方でありまして、学校の先生方がどの教科書がいいのかというようなことを教育委員会に上げると、そしてそれが適正なのかどうかというような了解を得て、判断をして教育委員会で決定するというようなプロセスだろうと思いますが、文部科学省ではそのような方式は改めなさいというようなことになっている記事を、ついきのう、おとこの新聞で私確認しました。その辺のところの流れをお知らせください。

○議長（山本留義） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長(阿部謙一)

ただいまのご質問にお答えをする前に、先ほど回答漏れが1点ありましたので、補足をさせていただきます。

現行下北むつ地区教科用図書採択地区協議会におきまして使用されている教科書は、東京書籍となっております。

では、ただいまのご質問にお答えいたします。議員がご指摘を下さいましたように、採択に関しましては、幾分方式が改められております。しかし、大きな変更とは捉えておりません。3点ほど申し上げることができます。

これまでは、市または郡の単位で採択地区協議会を定めて、その採択地区協議会の中で同じ教科書を定めるように、このような指示がありました。現行の法令上は、市町村単独で採択地区協議会を組むことができます。したがって、郡の単位ではなくて、町、村、市の単位で採択地区協議会を組むことができる、そのように制度が改められております。

また、採択地区協議会は、それぞれの都道府県が指定をする制度になっておりまして、本市の場合も青森県が指示をした下北むつ地区教科用図書採択地区協議会を本市とともに4町村で構成しているところであります。

そして、2点目の変更点に関しましては、教科書を実際に定める際に意見を述べる委員については、積極的に保護者の声も取り入れるように、そのような指示もありました。しかし、これに関しては、これまでも本採択地区協議会では父母委員の名称で保護者の意見を頂戴しておりましたので、以前から行われているものとお答えすることができます。

そして、3点目の改訂ですけれども、教科書を定めた場合には、速やかにその理由等を公表しなさい、そのような指示がありまして、こちらのほうも努力義務ではありますが、他町村の了解を得たうえで、本採択地区協議会の場合には採択した教科書、そしてその理由等を公表しているところであります。

以上です。

○議長（山本留義） 11番。

○11番（富岡幸夫） ありがとうございます。

そこで、先ほどの総合教育会議なるものに戻りたいと思います。

総合教育会議については、先ほど確認させていただきました。市長の権限の及ぶ範囲、これは大きくなると、大きくなるといいますか、十分市民の前で議論として論じていくことができるというようなことでありますし、教育に関して市長もその場に加わるというようなことであります。

そこで、これだけ歴史教育といいますが、私は近現代が最も大事だと思っているのですが、歴史教育について、要するに今子供たちが日本の領土も知らないというようなことが学校の教科書でも、高等学校に行くとき出るのでしょ

うとそれはわかりませんが、一般的に余り認識していない大人になってしまうというようなことを言われております。そういうふうなところをもっともっと小さいうちから積み重ねておかなければならないというような思いがしております。

今まで時間数がふえた、さらに我が地域ではこのように歴史教育をもっと盛んに掘り起こして人材育成に活用したいのだというようなことがあれば、これは教育委員会でそれがなされるのか、市長が判断してそれを教育委員会に持ち込むのか、そういうふうなこともできるのかなと私は勝手に思うのですが、将来的にこの近現代史について、日本人たる魂と言うと、ちょっと古いというふうに思われるかもわかりませんが、国家として自立をしていく一員としての基礎の勉強、これが本当に大事になってくるのだなというふうに思っています。特に我が地域は戦争について疎い、日本全域が平和ぼけしていると、こういうふうに言われるのですけれども、ことしはそういう意味では戦争に触れる場面が非常に多いわけですが、子供たちも多いと思います。そのところをもっともっと将来国を背負うというようなところの人間を形成させる意味で、何としても大事なのではないかなと、こういうふうに思っております。

6月定例会で市長も、全国の総合教育会議の首長会議があったというふうなことで紹介しておりますし、市長は私的にそういう思いもあるというようなことも発言されております。市長の思いが、もうそれ以上もっと、戦後生まれの市長として近代史、特に一生懸命やってきたと思いますけれども、その思いのところがあれば、少し話ししていただきたいなと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

近現代史についての認識と、それから主に中学校だと思っておりますけれども、これに盛り込むべきだ

というお話だと思います。私自身も今富岡幸夫議員からるるご説明あるいは主張があったとおり、やはり我が国で生まれたということの自覚と、それから誇りを持った人材をどのように育成していくかということは、むつ市だけではなくて、この国の将来にわたっての大きな課題であると思います。そのこと自体は私は本当に、短い間でしたけれども、外国で2年間過ごした中でも、そういうことを痛切に感じたわけでございます。

そういった中で、例えばですけれども、まず今の議論から申し上げますと、領土の問題、これを今どのように扱っているかという、これ私も教科書の問題が出るということで教科書を、中学校の教科書、育鵬社と、それから東京書籍について拝見をさせていただきました。今我々のときと違って、東京書籍の中でも領土の問題、竹島、北方領土、尖閣諸島については、ページを見開き1ページを割いてしっかりと教える内容になっているということでございます。これもしっかりと現場の中では教えていただいているのではないかと、うふうに思うわけでございます。

そういった形で今現在、先ほど教育委員会からも答弁がありましたとおり、我々の時代、私の時代ともはるかに進歩した形で今歴史教育というものがなされているのではないかと、この教科書を見るだけでもわかっていくということではございます。具体的に言えば、ふんだんに写真や図表が用いられて、教科書の中に勉強の仕方、例えばこういう新聞をつくるのだとか、あるいは歴史まち歩きみたいなものをつくってみようだとか、そういうふうな勉強の仕方ということも工夫ができるような内容になっておりまして、私としては非常にこの内容に驚きを持って教科書を拝見させていただいております。

ただ一方で、この子供たちが学ぶべき問題が近現代史だけなのかということにつきましては、決

してそうではないであろうというふうに思っています。日本の歴史を振り返ってみますと、縄文時代から始まり、弥生時代があり、奈良時代、それから平安、さらには鎌倉、室町、そして戦国時代があって、安土桃山があって、江戸時代があって、明治、大正、昭和というふうの流れで流れていくわけがあります。そういった一つ一つの歴史、歴史に出てくる人物、そういったところを勉強していくことも、また日本人としての自覚や誇りに私はつながっていくというふうに考えているところでございます。

愚者は経験に学び賢者は歴史に学ぶという言葉もでございます。我々は、振り返るべき本当に壮大な歴史がこの日本列島の中にあるということの誇りを持って、そしてそれを教訓としてこれからも前に進まなければいけないというふうに考えておりますし、私といたしましては、これからも教育委員会と連携をして国家を担う、そして世界に羽ばたく人材の育成に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（山本留義） 11番。

○11番（富岡幸夫） どうもありがとうございます。そのとおりだと思います。歴史は脈々と続いてきておりますし、これからも続くのでありますし、過去をいい経験として受けとめながら国のありようを考えていくというようなことにつながっていけばよろしいかなと思っております。

最後に、明治の人であります、福島県の安積の出身者で、アメリカイェール大学の歴史学教授の朝河貫一という方がおります。この方は、日露戦争でもって、日露戦争の後、日本が戦争の道に進むというようなことで、「日本の禍機」という本を書いております。災いのきっかけになる禍機です。この方は、今で言う早稲田大学、東京専門学校を首席で卒業してアメリカへ渡ったという方でありまして、あの第2次世界大戦直前に、日本

の天皇に対してルーズベルト大統領が、その辺のサジェスチョンといいますか、意味を深く説いて、日本に立ちどまるようなことを促した人間であります。非常にこういうふうに影響のある人間というのはすばらしいなど、こう思っているわけですが、ぜひともこういう人間が一人でも多く、そして我々の地域からも何とか輩出できるように、今後もそういう教育について一生懸命取り組んでいただきたいし、市長も参加していただきたいなというようなことを述べながら一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、富岡幸夫議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月9日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明9月9日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、9月10日は議案質疑、委員会付託、一部採決、決算審査特別委員会設置及び付託、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時57分 散会